

政令第二百一号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第二十一条第一項ただし書及び第二十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表水胞性口炎の項中「水胞性口炎」を「水疱性^{ほう}口内炎」に改め、同表ブルセラ病の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表結核病の項中「結核病」を「結核」に改め、同表ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「ピロプラズマ病」に改め、同表アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に改め、同表豚水胞病の項中「豚水胞病」を「豚水疱病^{ほう}」に改め、同表ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル症」に改め、同表家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

第二条の見出し中「消毒設備」を「衛生管理区域における消毒設備」に改める。

第六条第二号イ中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同号口中「水胞性口炎」を「水疱性口内炎」に、

「豚水胞病」を「豚水疱病」に、「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改め、同条第三号中「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症」を「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症」に改める。

第十一条中「第二項」の下に「（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断）

第七条 第五条の規定は、法第二十五条の二第三項の政令で定める手続について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号)の項中「第二項」の下に「(こ) これらの規定を第七条において準用する場合を含む。」を加える。